

上海天然ゴム先物取引の上場に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	7
3. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	8
4. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表	9
5. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	12
6. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	15
7. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	17

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 売付けとは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a～b (略)</p> <p>bの2 商品先物取引</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 現金決済先物取引</p> <p>現実数値(将来の一定の時期における現実の現物先物取引の標準品の価格の数値、<u>第36条の16第1項第2号に規定する受渡決済値段の数値又は第36条の17に規定する現物先物取引の標準品に係る理論現物価格の数値をいう。以下この(b)及び次号bの2(b)において同じ。)</u>が約定数値(現実数値を、<u>将来の一定の時期における現実の現物先物取引の標準品の価格の数値又は第36条の17に規定する現物先物取引の標準品に係る理論現物価格の数値とする場合</u>にあつては、当事者があらかじめ現物先物取引の標準品の価格として約定する数値をいい、<u>第36条の16第1項第2号に規定する受渡決済値段の数値とする場合</u>にあつては、<u>当事者があらかじめ当該受渡決済値段として約定する数値をいう。</u>次号bの2(b)において同じ。)を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。</p> <p>c (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 値段とは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a～b (略)</p> <p>bの2 商品先物取引</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) 限月現金決済先物取引</u></p> <p><u>イ 限月現金決済先物取引(次のロに掲げる取引を除く。)</u></p> <p><u>現物先物取引の標準品の価格の数値をいう。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 売付けとは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a～b (略)</p> <p>bの2 商品先物取引</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 現金決済先物取引</p> <p>現実数値(将来の一定の時期における現実の現物先物取引の標準品の価格の数値又は第36条の17に規定する現物先物取引の標準品に係る理論現物価格の数値をいう。次号bの2(b)において同じ。)が約定数値(当事者があらかじめ現物先物取引の標準品の価格として約定する数値をいう。次号bの2(b)において同じ。)を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。</p> <p>c (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 値段とは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a～b (略)</p> <p>bの2 商品先物取引</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) 限月現金決済先物取引</u></p> <p><u>現物先物取引の標準品の価格の数値をいう。</u></p>

ロ 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引

上海先物取引所 (Shanghai Futures Exchange をいう。以下同じ。) に上場されている Natural Rubber (TSRのうち中国国家標準規格に基づく SCR WFの品質規格に該当するもの及び国際規格による RSS3号に該当するものをいう。) (以下「上海天然ゴム」という。) を取引対象とする先物取引 (以下「RU」という。) の価格について1元を1ポイントとした数値をいう。

(c) (略)

c (略)

(8) ~ (14) (略)

(現金決済先物取引における取引の対象)
第7条の4 現金決済先物取引の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 貴金属市場

a 金の限月現金決済先物取引について
は、金の現物先物取引の価格

b 金の限日現金決済先物取引について
は、純度99.99パーセント以上の金地金

c 白金の限月現金決済先物取引について
は、白金の現物先物取引の価格

d 白金の限日現金決済先物取引について
は、純度99.95パーセント以上の白金地金

(2) ゴム市場

上海天然ゴムの限月現金決済先物取引については、RUの価格

(削る)

(削る)

(限月取引及びその数)

第7条の5 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) (略)

(2) ゴム市場

a・b (略)

c 上海天然ゴムについては、1月、5月及び9月の15日 (上海先物取引所においてRUの受渡決済値段 (受渡決済において授受する受渡決済代金を算出するた

(c) (略)

c (略)

(8) ~ (14) (略)

(現金決済先物取引における取引の対象)
第7条の4 現金決済先物取引の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 金の限月現金決済先物取引については、金の現物先物取引の価格

(2) 金の限日現金決済先物取引については、純度99.99パーセント以上の金地金

(3) 白金の限月現金決済先物取引については、白金の現物先物取引の価格

(4) 白金の限日現金決済先物取引については、純度99.95パーセント以上の白金地金

(限月取引及びその数)

第7条の5 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) (略)

(2) ゴム市場

a・b (略)

(新設)

めの基準とする値段をいう。以下同じ。)
が算出されない日に当たるときは、順次
繰り下げることとし、15日又は繰り下
げた日が本所の休業日に当たるときは、
順次繰り上げる。)の日に終了する取引日
を当該限月取引の取引最終日とする取引

(3) (略)

3 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる市場の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) ゴム市場

a RSS及びTSRについては、それぞれ12限月取引制とし、各限月取引の期間は12か月とする。

b 上海天然ゴムについては、3限月取引制とし、各限月取引の期間は12か月とする。

(3) (略)

4 新たな限月取引の取引開始は次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引(次のbに掲げる限月現金決済先物取引を除く。)については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌々日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の本所が定める時刻から開始する。

b 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の本所が定める時刻から開始する。

5 (略)

(呼値)

第26条 (略)

2~8 (略)

9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)~(2) (略)

(2)の2 商品先物取引

a~f (略)

g 上海天然ゴム
5ポイントとする。

h (略)

i (略)

j (略)

(3)~(6) (略)

10~13 (略)

(3) (略)

3 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる市場の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) ゴム市場

RSS及びTSRについて、それぞれ12限月取引制とし、各限月取引の期間は12か月とする。

(3) (略)

4 新たな限月取引の取引開始は次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌々日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の本所が定める時刻から開始する。

5 (略)

(呼値)

第26条 (略)

2~8 (略)

9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)~(2) (略)

(2)の2 商品先物取引

a~f (略)

(新設)

g (略)

h (略)

i (略)

(3)~(6) (略)

10~13 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) (略)

(2)の2 商品先物取引

次のaからjまでに掲げる商品の区分に従い、当該aからjまで(gを除く。)に掲げる商品については、当該aからjまでに定める数量を1単位として行い、gに掲げる商品については、当該gに定める額に取引対象の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

a～f (略)

g 上海天然ゴム
100円

h (略)

i (略)

j (略)

(3)～(6) (略)

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッションにおける先物取引(国債証券先物取引のうち現金決済先物取引、指数先物取引のうちMini取引、Micro取引、台湾加権指数を対象とする指数先物取引及び商品先物取引のうち上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引以外の現金決済先物取引を除く。)の中心限月取引(対象銘柄(取引対象とする国債証券の標準物又は現物先物取引の標準品をいう。以下同じ。)、取引対象金融指標、取引対象指数又は取引対象価格(第7条の4第2号に掲げる価格をいう。以下同じ。))が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた場合その他本所が必要と認める場合、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄、取引対象金融指標、取引対象指数又は取引対象価格が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないとき本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1)・(2) (略)

2～7 (略)

(受渡決済値段)

第34条の6 受渡決済値段は、当該限月取引の

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) (略)

(2)の2 商品先物取引

次のaからiまでに掲げる商品の区分に従い、当該aからiまでに定める数量を1単位として行う。

a～f (略)

(新設)

g (略)

h (略)

i (略)

(3)～(6) (略)

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッションにおける先物取引(国債証券先物取引のうち現金決済先物取引、指数先物取引のうちMini取引、Micro取引、台湾加権指数を対象とする指数先物取引及び商品先物取引のうち現金決済先物取引を除く。)の中心限月取引(対象銘柄(取引対象とする国債証券の標準物又は現物先物取引の標準品をいう。以下同じ。)、取引対象金融指標又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた場合その他本所が必要と認める場合、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄、取引対象金融指標又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないとき本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1)・(2) (略)

2～7 (略)

(受渡決済値段)

第34条の6 受渡決済において授受する受渡

取引最終日の清算値段(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が国債証券先物取引の清算値段として定める値段をいう。)とする。

(最終清算数値)

第36条の16 最終清算数値は、限月現金決済先物取引の当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日に、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

(1) 限月現金決済先物取引(次号に掲げる取引を除く。)

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る立会開始時の約定値段(当該現物先物取引の限月取引において取引最終日の終了する日の翌日の立会開始時に約定値段がない場合は本所が定める値段)。ただし、当該現物先物取引の限月取引の立会が停止された場合において必要と認めるときは、最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(2) 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とするRUの受渡決済値段。ただし、当該RUの限月取引の立会が停止された場合等において必要と認めるときは、最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

2 本所は、前項の規定にかかわらず、最終決済期日前に最終清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された数値を最終清算数値とすることができる。

3 取引参加者は、RUの受渡決済値段の算出若しくは配信の不能、遅滞若しくは誤り又は第1項各号に掲げる限月現金決済先物取引の清算数値若しくは最終清算数値の変更により損害を被った場合においても、本所及び上海先物取引所に対してその損害の賠償を請求すること

決済代金を算出するための基準とする値段(以下「受渡決済値段」という。)は、当該限月取引の取引最終日の清算値段(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が国債証券先物取引の清算値段として定める値段をいう。)とする。

(最終清算数値)

第36条の16 最終清算数値は限月現金決済先物取引の当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る立会開始時の約定値段(当該現物先物取引の限月取引において取引最終日の終了する日の翌日の立会開始時に約定値段がない場合は本所が定める値段)とする。ただし、当該現物先物取引の限月取引の立会が停止された場合において必要と認めるときは、最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ができない。

(限日現金決済先物取引における希望受渡し)

第36条の19 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に基づき受渡決済により売買
約定を結了させようとする取引参加者は、受渡
当事者間で合意した次の各号に定める受渡条
件により受渡決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 限日現金決済先物取引における希望
受渡しの受渡決済代金は、受渡決済値段に
取引参加者が合意した格差を加算して、こ
れに受渡数量を乗じて得た金額とする。

(4)～(6) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和7年5月26日から施
行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、
売買システムの稼働に支障が生じた場合その
他やむを得ない事由により、令和7年5月26
日から施行することが適当でないと本所が認
める場合には、同日後の本所が定める日から施
行する。

(限日現金決済先物取引における希望受渡し)

第36条の19 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に基づき受渡決済により売買
約定を結了させようとする取引参加者は、受渡
当事者間で合意した次の各号に定める受渡条
件により受渡決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 限日現金決済先物取引における希望
受渡しの受渡決済代金は、受渡値段に取
引参加者が合意した格差を加算して、これに
受渡数量を乗じて得た金額とする。

(4)～(6) (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(限月現金決済先物取引及び商品指数先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)</p> <p>第9条の46 限月現金決済先物取引(業務規程第3条に規定する限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(業務規程第36条の15に規定する最終決済をいう。)において、最終清算数値(業務規程第36条の16に規定する最終清算数値をいう。)と清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等非清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(業務規程第36条の15に規定する最終決済期日をいう。)において、<u>指定貴金属先物等清算参加者又は指定ゴム先物等清算参加者</u>との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定貴金属先物等清算参加者<u>又は指定ゴム先物等清算参加者</u>が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者<u>又は当該指定ゴム先物等清算参加者</u>に金銭を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(限月現金決済先物取引及び商品指数先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)</p> <p>第9条の46 限月現金決済先物取引(業務規程第3条に規定する限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(業務規程第36条の15に規定する最終決済をいう。)において、最終清算数値(業務規程第36条の16に規定する最終清算数値をいう。)と清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等非清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(業務規程第36条の15に規定する最終決済期日をいう。)において、指定貴金属先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定貴金属先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(J-NET取引の取引時間)</p> <p>第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>商品先物取引(ゴム市場に係る商品先物取引を除く。)</u>及び商品先物オプション取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで及び午後4時45分から翌日の午前6時まで</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(J-NET取引の取引時間)</p> <p>第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>商品先物取引(RSS及びTSRに係る商品先物取引(以下「ゴム市場に係る商品先物取引」という。))を除く。)</u>及び商品先物オプション取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで及び午後4時45分から翌日の午前6時まで</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(受入証拠金の総額等の計算方法)	(受入証拠金の総額等の計算方法)
第33条 (略)	第33条 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定(取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。))について、当該未決済約定に係る約定値段(現金決済先物取引にあつては、約定数値。以下同じ。))と計算する日の清算値段(現金決済先物取引にあつては、清算数値。以下同じ。))との差益に1億円の100分の1(超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあつては10万円)を乗じて得た額をいう。)、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差益に25万円を乗じて得た額をいう。)、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。))及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引及び上海天然ゴム(業務規程第4条第7号bの2(b)ロに規定する上海天然ゴムをいう。以下同じ。))の限月現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。))の合計額から、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定に</p>	<p>3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定(取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。))について、当該未決済約定に係る約定値段(現金決済先物取引にあつては、約定数値。以下同じ。))と計算する日の清算値段(現金決済先物取引にあつては、清算数値。以下同じ。))との差益に1億円の100分の1(超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあつては10万円)を乗じて得た額をいう。)、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差益に25万円を乗じて得た額をいう。)、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。))及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額(当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。))の合計額から、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額(当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1(超長期国債標準物に係る現物</p>

ついて、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあつては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差損に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引及び上海天然ゴムの限月現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額並びに第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他

先物取引及び現金決済先物取引にあつては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差損に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額並びに第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないとして本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>a (略)</p> <p>b ゴム市場</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引</u></p> <p><u>基準値段に100分の10を乗じて得た数値とする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>a <u>現物先物取引及び上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引</u></p> <p>前取引日の当該限月取引の清算値段(クリアリング機構が商品先物取引の清算値段として定める値段をいう。以下このa及び第22条の2において同じ。)とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算値段がない場合は、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算値段とする。</p> <p>b <u>限月現金決済先物取引(上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。)</u></p> <p>当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とする。</p> <p>(3)～(5)の2 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(取引の一時中断)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>a (略)</p> <p>b ゴム市場</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>a 現物先物取引</p> <p>前取引日の当該限月取引の清算値段(クリアリング機構が商品先物取引の清算値段として定める値段をいう。以下このa及び第22条の2において同じ。)とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算値段がない場合は、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算値段とする。</p> <p>b 限月現金決済先物取引</p> <p>当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とする。</p> <p>(3)～(5)の2 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(取引の一時中断)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) ・ (1) の2 (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

規程第33条第6項に規定する基準値段(以下この号、次号及び第5号において単に「基準値段」という。)に1000分の8を乗じて得た数値とする。

(2) の2 商品先物取引

a～e (略)

f 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引

基準値段に100分の1を乗じて得た数値とする。

g (略)

h (略)

i (略)

(3)～(5)の2 (略)

5・6 (略)

(商品先物取引に係る限月現金決済先物取引における最終清算数値及び商品先物オプション取引に係るオプション清算数値)

第22条の2 規程第36条の16第1項第1号及び第40条第4項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) 限月現金決済先物取引(上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。以下この条において同じ。)の限月取引と取引最終日の属する月を同一とする取引対象の現物先物取引の限月取引及び商品先物オプション取引の限月取引と権利行使日における限月を同一とする取引対象の現物先物取引の限月取引について、当該取引最終日の翌取引日の日中立会において約定値段がない場合で、かつ、当該取引日の夜間立会において約定値段がある場合

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) ・ (1) の2 (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

規程第33条第6項に規定する基準値段(以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。)に1000分の8を乗じて得た数値とする。

(2) の2 商品先物取引

a～e (略)

(新設)

f (略)

g (略)

h (略)

(3)～(5)の2 (略)

5・6 (略)

(商品先物取引に係る限月現金決済先物取引における最終清算数値及び商品先物オプション取引に係るオプション清算数値)

第22条の2 規程第36条の16及び第40条第4項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) 限月現金決済先物取引の限月取引と取引最終日の属する月を同一とする取引対象の現物先物取引の限月取引及び商品先物オプション取引の限月取引と権利行使日における限月を同一とする取引対象の現物先物取引の限月取引について、当該取引最終日の翌取引日の日中立会において約定値段がない場合で、かつ、当該取引日の夜間立会において約定値段がある場合

当該取引日の夜間立会における当該現物
先物取引の限月取引の直近の約定値段
(2) (略)

当該取引日の夜間立会における当該現物
先物取引の限月取引の直近の約定値段
(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から
施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定
は、売買システムの稼働に支障が生じた場合
その他やむを得ない事由により、令和7年5
月26日から施行することが適当でないと本
所が認める場合には、同日後の本所が定める
日から施行する。

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引 次のa及びbに掲げる商品先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める金額とする。</p> <p>a <u>現物先物取引及び上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引</u> 5円</p> <p>b <u>限月現金決済先物取引(上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。)</u> 及び限日現金決済先物取引 2円</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引 次のaからcまでに掲げる商品先物取引の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。</p> <p>a <u>現物先物取引及び上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引</u> 59円</p> <p>b <u>限月現金決済先物取引(上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。)</u> 5円</p>	<p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引 次のa及びbに掲げる商品先物取引の区分に従い、当該a及びbに定める金額とする。</p> <p>a 現物先物取引 5円</p> <p>b 限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引 2円</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引 次のaからcまでに掲げる商品先物取引の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。</p> <p>a 現物先物取引 59円</p> <p>b 限月現金決済先物取引 5円</p>

c (略)
 (3) ~ (6) (略)
 7 ~ 9 (略)

付 則

- この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

別表 1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
 取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
商品先物取引 (<u>現物先物取引及び上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引に限る。</u>)	金、銀、白金、パラジウム、ゴム (RSS、TSR) 及び上海天然ゴム)、とうもろこし、一般大豆及び小豆	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 59円
商品先物取引 (限月現金決済先物取引 (上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。)に限る。)	金及び白金	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 5円
(略)			

c (略)
 (3) ~ (6) (略)
 7 ~ 9 (略)

別表 1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
 取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
商品先物取引 (<u>限月現金決済先物取引及び限月現金決済先物取引を除く。</u>)	金、銀、白金、パラジウム、ゴム (RSS、TSR)、とうもろこし、一般大豆及び小豆	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 59円
商品先物取引 (限月現金決済先物取引に限る。)	金及び白金	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 5円
(略)			

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>次のaからcまでに掲げる市場の区分に従い、当該aからcまでに定める値段とする。ただし、先物取引に係るJ-NET取引の基準値段から立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の32を乗じて算出した数値を減じて得た値段(当該値段がaからcまでに定める単位未満の場合にあっては、当該aからcまでに定める単位の値段とする。)から、当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の32を乗じて算出した数値を当該先物取引に係るJ-NET取引の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。</p> <p>a (略)</p> <p>b ゴム市場</p> <p>RSS及びTSRに係る現物先物取引並びに上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引</p> <p>1円の1000分の1の整数倍の値段</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>次のaからcまでに掲げる市場の区分に従い、当該aからcまでに定める値段とする。ただし、先物取引に係るJ-NET取引の基準値段から立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の32を乗じて算出した数値を減じて得た値段(当該値段がaからcまでに定める単位未満の場合にあっては、当該aからcまでに定める単位の値段とする。)から、当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の32を乗じて算出した数値を当該先物取引に係るJ-NET取引の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。</p> <p>a (略)</p> <p>b ゴム市場</p> <p>RSS及びTSRに係る現物先物取引</p> <p>1円の1000分の1の整数倍の値段</p> <p>c (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	